

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>P F I 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設</p> <p>(国 8) (法人税 : 義)</p> <p>(地 3) (法人住民税、事業税 : 義)</p> <p style="text-align: right;">(新設・延長・拡充)</p>
2	要望の内容	<p>PFI事業が実施される公共施設等のうち、大規模修繕が必要となるものについては、PFI事業者が将来における大規模修繕に備えるため、一定期間準備金を積み立てる必要があるが、現行税制においては、そのような準備金の損金算入が認められていない。</p> <p>PFI事業者の準備金積立を促進し、PFI事業による公共施設等の適切な維持管理を確保するため、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設けることを要望するもの。大規模修繕が行われる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設ける。</p>
3	担当部局	内閣府民間資金等活用事業推進室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	無期限
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、「2010～2020年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上」が掲げられた。</p> <p>このため、大規模修繕が必要となる公共施設等に関しても、PFI事業化を推進する必要がある。</p> <p>大規模修繕が必要な公共施設等においては、大規模修繕に備え、修繕費用を一定期間にわたり積み立てを行う必要がある。</p> <p>このため、大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図ることが必要。このことにより、大規模修繕に必要な公共施設等におけるPFI事業の安定的な運営、ひいては大規模修繕に必要な公共施設等におけるPFI事業の増加、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものと考え</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>【日本再生戦略】</p> <p>○2020年までに実現すべき成果目標:「2010～20年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上」</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>4. 経済財政政策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>⑤民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【日本再生戦略】</p> <p>2010～2020年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上</p>	
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>【日本再生戦略】</p> <p>2010～2020年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上</p>	
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>大規模修繕が必要となる公共施設等について、準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図り、大規模修繕に必要なPFI事業の安定的な運営を通じて、PFI事業投資への魅力を高め、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p><<適用数の実績把握>></p> <p>—</p> <p><<適用数の将来予測>></p> <p>大規模修繕が必要な公共施設等におけるPFI事業における、大規模修繕について、措置の適用が見込まれる。</p>
		② 減収額	—

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 32 年度) 大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図ることは、大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の安定的な運営、ひいては大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の増加を促進し、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとする。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 32 年度) 2010 年から 2020 年までの 11 年間で、従来と比較して2倍以上の事業規模の拡大を目指す。 99 年末～09 年末(11 年間)のPFI事業規模(累計)は約 4.7 兆円と見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 32 年度) 大規模修繕に備えた準備金の積み立てが民間事業者にとって負担となり、大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業が進まず、PFI事業規模の拡大が進まないおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 32 年度) 大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の増加が促進され、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>⑬租特の手段をとる必要性・適切性 大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理を図ることができる。また、PFI事業のより安定的な運営が可能となり、大規模修繕の必要なPFI事業の増加を見込むことができることから、要望は妥当。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>⑭他の政策手段との役割分担 —</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方公共団体の長が公共施設等の管理者等としてPFI事業を実施しており、地方公共団体におけるPFI事業数も多いことから地方公共団体において本租税措置を講ずることが必要。</p>
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		今回が初めて